

令和5年度那須塩原市デジタルエコポイントアプリ導入・運用保守業務委託 仕様書

1. 案件名

令和5年度那須塩原市デジタルエコポイントアプリ導入・運用保守業務委託

2. 委託内容

委託概要は以下のとおり。各作業項目の詳細については別記「委託内容」によるものとする。

(1) 那須塩原市デジタルエコポイントサービス事業に係るアプリ（以下「本アプリ」）の構築及び保守

- ① 別記_委託内容「1. 業務機能要件」に示す機能を実現するアプリ及びシステム基盤の構築
- ② 上記で構築したアプリ及びシステム基盤の保守

※詳細は「別記_委託内容「5. システム保守」に示す。

(2) 本件委託内容を構築するにあたり必要となる関係者との調整

3. 委託期間等

デジタルエコポイントアプリ導入

契約日の翌日から令和5年9月29日

デジタルエコポイントアプリ運用保守

令和5年10月1日から令和8年3月31日（長期継続契約）

4. 前提条件・制約条件等

本仕様書に記載する要件について、次の場合においては、実現手段が記載のとおりでなくとも可とし、提案する機能を利用した具体的な実現方法を別途提案するものとする。

また本仕様書に記載の要件は、受託者と本市担当者の協議及び合意により変更できるものとする。

- (1) 別の手段で同等の機能を実現できる場合
- (2) 機能の統合や分割等により、作業の効率化や業務の改善が図れる場合
- (3) 業務プロセスにおいて必要と考える場合
- (4) 第三者の権利を侵害する場合 等

5. スケジュール

受託者は、サービス提供開始までのスケジュールについて本市担当者あてに提案し、本市担当者の承認を得るものとする。

6. 成果物

(1) 成果物

- ① アプリ一式
- ② 業務完了報告書

③ 操作マニュアル（電子媒体）

(2) 提出場所

那須塩原市役所デジタル推進課（那須塩原市あたご町2番3号）

(3) 提出期限

構築完了後速やかに納品するものとする。

7. 下請負・再委託

(1) 受託者は再委託を行う場合は、書面により委託者の承諾を得なければならない。

(2) 受託者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して、適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。

(3) 受託者は、業務を再委託に付する場合は、上記(1)及び(2)の事項について、再委託の相手方に遵守させなければならない。

8. 委託料の支払

アプリ導入：業務完了後精算払い

アプリ運用保守：原則月額払いとするが、協議により双方合意の支払い方法を可能とする。

9. その他留意事項

(1) 守秘義務等について

受託者が本件業務の遂行上知りえた情報は、本件業務遂行の目的以外に使用し、または、第三者に提供してはならない。本件業務の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。

(2) 個人情報の取扱いについて

1 受託者が本件業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報、事業者売上情報等については、受託者の責任において厳重に管理するとともに、別記個人情報取扱特記事項を遵守し、他の目的への転用、第三者への提供等を行わないこと。本件業務の契約が終了し、または、解除された場合も同様とする。

2 本件業務完了後に、受託者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において、確実にデータの破棄を行うこと。

3 事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報、事業者売上情報等は委託者に帰属するものとし、委託者の指示に従い情報提供を行うこと。

(3) その他

1 受託者は、委託者と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。

2 受託者は、必要もしくは委託者の依頼に応じて委託者へ報告・連絡・相談を行い、その指示に従うこと。

3 受託者は、当該委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず委託者に報告をし、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行なうこと。

4 この仕様書に定めのない事項又は明記のない事項について、疑義が生じた場合、又は不測の事態の対応等については、双方協議し明確にするものとする。

委託内容

1. 業務機能要件

(1) 端末要件

- ① 下記機能要件を満たすスマホアプリの画面イメージを提示し、本市担当者と協議の上実装すること。
- ② iOS 15.0 以上、Android 11.0 以上の端末に対応すること。
- ③ 稼働開始にあたり、各 OS のメジャーアップデートに対応すること。
- ④ ユニバーサルデザインを考慮し、使いやすさを重視すること。
- ⑤ 多言語対応できること。対応可能な言語を提案すること。

(2) 機能要件

① 利用者登録機能

- ア 利用者情報を登録し、アカウントを発行できること。登録時に同一ユーザーの情報を確認し重複登録を排除できること。ログインはメール認証などの独自機能でも、別紙（参考資料：那須塩原データ連携基盤仕様書）記載するシステム連携基盤による Open ID Connect による認証も可能とすること。
- イ 登録する利用者情報は、ログインアカウント（メールアドレスなど）、パスワード、氏名、連絡先などを想定しているが、入力必須情報と任意入力に分けて設定できることとする。詳細な入力情報は別途協議の上決定することとする。
- ウ 利用者情報は利用者がスマホアプリから編集可能とする。
- エ パスワード忘れ時の自動リカバリーの機能を実装する。

② 利用者がエコアクションを実施することで専用スマホアプリにポイントが付与される機能

- ア 利用者が専用スマホアプリを用いエコアクションを実施することで、ポイントが付与されるものとする。
- イ 現行の「なすしおばらエコポイントシート」（添付資料参照）に記載されているエコアクションについて、スマホアプリ上で各エコアクションを実施した記録を登録・申請する機能を実装する。なお、登録・申請方法は、提案によるものとする（※現行の掲載エコアクションのすべてを搭載できなくてもよいが、できるだけ多くのアクションを搭載することが望ましい）。
- ウ 現行シートに掲載されているエコアクションの他に、本市において温室効果ガス排出量削減が見込まれるエコアクションがあれば提案すること。
- エ エコアクション実施時に、スマホアプリの数量選択画面で数量が入力できる機能を実装する。
- オ エコアクションを実施したことを証明するための証票を画像ファイルで添付する機能を実装する。

③ 環境家計簿入力機能

- ア 電気、ガス、水道、灯油などの利用料を月別に入力できる家計簿機能を実装する

- イ 料金・検針票などをカメラで撮影し提出する機能があると望ましい。
 - ウ 前年度同月の実績と比較する機能も実装する。
 - エ 本市担当者が入力された情報を閲覧する機能を実装する。
- ④ 利用者が付与されたエコポイントの履歴を確認できる機能
- ア 利用者は付与されたエコポイントの履歴一覧を確認できるものとする。
 - ・ポイント獲得日付
 - ・獲得ポイントタイトル
 - ・獲得ポイント数
 - イ 利用者はポイント管理画面で現在の保有ポイント合計を確認できるものとする。
- ⑤ エコポイント変換機能
- ア 利用者はためたエコポイントをスマホメニューから本市担当者が設定した任意のインセンティブ（景品）に交換することができる。
 - イ エコポイントをスマホメニューから決済に利用できる「なすしおばらコイン（仮称）」に変換できる機能も整備する。なお、「なすしおばらコイン（仮称）」のサービス開始は未定であるため本市担当者が利用可能・不可を設定できるようにする（※「なすしおばらコイン（仮称）」による決済方法は、QRコード読み取りによるMPM方法を想定している）。
- ⑥ エコアクション管理機能
- ア エコアクションは、本市担当者が任意に追加・削除できる管理機能を実装すること。
 - イ エコアクション毎に付与するポイントを本市担当者が任意に設定できるものとする。
 - ウ エコアクションは、1日/1ヵ月/1年などの単位で実施できる（ポイントが付与される）回数の制限を設定できるものとする。
 - エ エコアクションが実施できるエリアの範囲を本市担当者が設定できるものとする。
 - オ 本市担当者は利用者が実施したエコアクションを条件設定可能な検索機能を利用して閲覧・管理することができる。
 - カ 利用者が実施したエコアクションの実績をCSVファイルで外部に保存できること。
 - キ 本市担当者は利用者が申請したエコアクションの内容を確認し、承認することでポイントを付与する機能を実装すること。
 - ク 利用者に付与するエコポイントに使用期限が設定できること。
 - ケ 利用者が実践したエコアクションによる温室効果ガス排出量削減効果を算定できること。確認方法は提案者が提案すること。
- ⑦ 利用者管理機能
- ア 本市担当者は以下のユーザー管理が行えるものとする。
 - ・利用者一覧が閲覧可能とする。
 - ・利用者一覧で検索可能とする。
 - ▶ 氏名
 - ▶ メールアドレス
 - ▶ 会員ID
 - イ 利用者の一覧をCSVファイルで外部に保存できること。

ウ 特定の利用者の利用を制限することができる。

⑧ お知らせ（メッセージ）機能

ア 本市担当者から利用者にお知らせ（メッセージ）を送る機能を実装すること。

イ 利用者はメニューからお知らせ（メッセージ）の内容を確認できること。

2. システム基盤要件（システム環境、拡張性）

前項の業務機能要件を満たすことが可能なシステム基盤を構築するものとする。

本システムは、今後の業務拡張性及び柔軟性を鑑み、汎用的なクラウドサービスで提供するものとする。

また本システムは、24時間365日稼働するものとする。但し、保守・運用に伴うメンテナンス時間等は除くものとする。

3. 性能等の要件

(1) 年度毎の想定利用者数と付与するポイント数は下記のとおりとする。また、利用者数、付与するポイント数に応じてシステム利用料などが異なる場合は提示すること。

(ア) 【想定利用者数】

令和6年3月末時点 500

令和7年3月末時点 1,000

令和8年3月末時点 2,000

(イ) 【想定付与ポイント数】

令和6年3月末時点 50,000

令和7年3月末時点 150,000

令和8年3月末時点 400,000

(2) 本市で同類のデジタルポイントサービス事業への拡張が可能であること。また、その他効果的な活用方法について提案すること。

(3) プレミアム付きデジタル商品券事業、ポイント還元キャンペーンなどのサービスが提供可能または拡張可能であること。

4. セキュリティ要件

(1) クラウド環境の設置場所は、日本国内のデータセンターで運用設置されていること。取り扱うデータは日本国内のみでの管理とし、漏洩防止策を厳重に講じ、適切に管理すること。

(2) 通信および蓄積データに対して暗号化を行えること。

(3) サーバ等システム機器について、適切にウイルス対策を行い、セキュリティ対策ソフトウェアのウイルス定義ファイルおよびそのサーバOSの更新プログラムを、即時性を考慮し適切なタイミングで更新すること。

(4) サーバには、情報の漏えい又は改ざんを防ぐために、データに対するセキュリティ対策を行うこと。

5. システム保守

(1) 保守実施体制

- ① サービス開始後のシステム運行および保守に必要な作業を行うものとする。
- ② 24時間365日の保守対応を可能とする（運用開始前に必要性を本市担当者と協議する）
- ③ サービス提供事業者はシステムに対して恒常的に発生する管理作業や障害切り分け作業を行うものとする。
- ④ サービス提供事業者にてシステム障害を検知した場合、または当社がシステム障害と判断した場合は、24時間365日電話、メールまたはテレビ会議システムにて速やかに連絡がとれるものとする。また、その結果の報告書（様式適宜）を遅滞なく本市担当者宛て提出するものとする。

(2) システム障害対応

- ① 障害発生時に即時・早期の復旧が可能な対策を行うこと。また、受託者はシステム全体に対して発生する以下のシステム障害対応作業を恒常的に行うものとする。
- ② システム障害切り分け
受託者の責任のもと、システム障害発生時の情報収集、原因の切り分けを実施するとともに、対応状況を本市担当者に報告するものとする。
- ③ システム障害対応・管理・調査
システム障害発生時の原因の特定とともに、システム障害回復に向けた確認及びシステム障害対応を行うこと。また、システム障害復旧に必要なデータをオンライン運転中にオンラインサービスに支障を与えることなく取得できる機能もしくは仕組みを有するものとする。
- ④ システム障害分析・報告
システム障害が発生した場合は、影響の拡大を防ぐとともに、対応内容を書面または電子的手段等により報告するものとする。

(3) その他保守要件

受託者はシステムを安定して運用するために必要な保守を行うものとする。

6. その他

- (1) 他のアプリとのデータ連携ができること。連携内容や連携方法は提案者から提案すること。
- (2) アプリに対応できない利用者への考え方を記載すること。
- (3) 本システムを持続的に運営するため、ポイント原資調達の考え方を記載すること。